

基本目標3

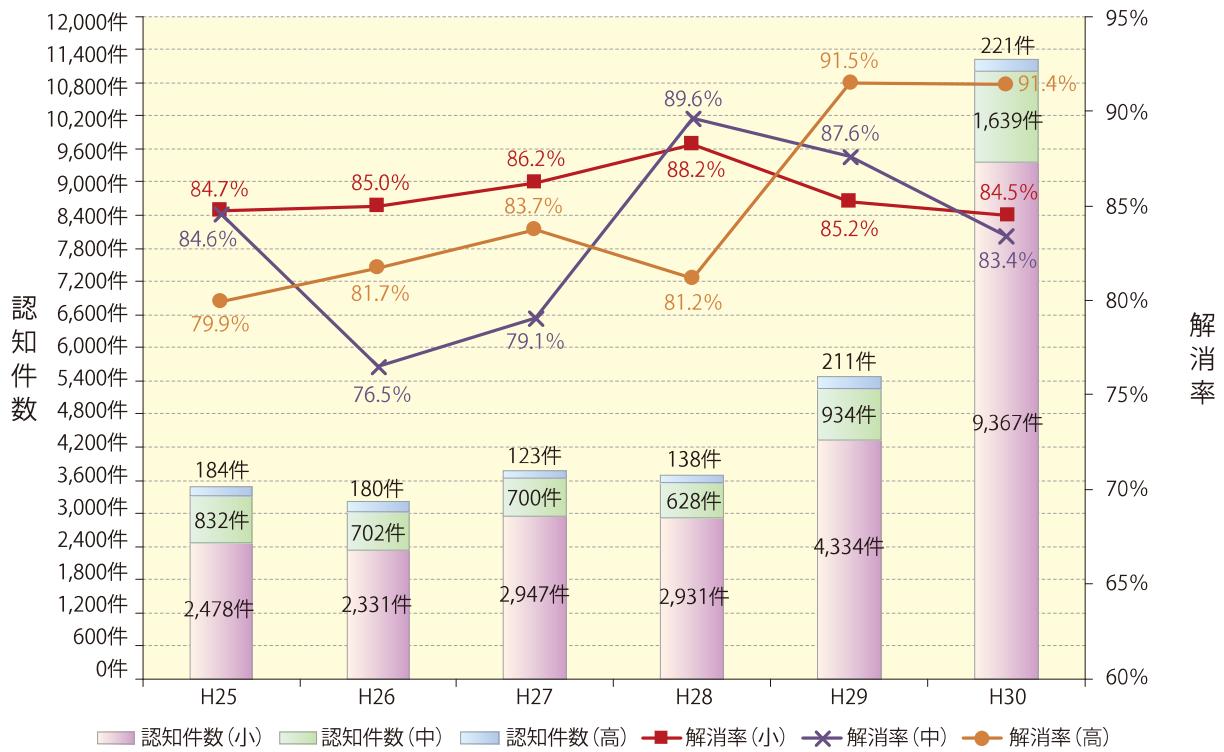
安全・安心な教育環境の確保

1 いじめ対策の充実・強化

■現状と課題

- 本県のいじめ認知件数（1,000人あたり92.4件（平成30年度））は全国平均（1,000人あたり40.9件（同））を上回っていますが、これは、いじめの積極的な認知が進んだ結果であり、今後とも些細ないじめも見逃さず、いじめが長期化・重大化しないように早期認知・早期対応に努めることが肝要です。
- 他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率（84.4%）は、全国平均（84.3%）とほぼ同じ状況にあります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消率の一層の向上が求められています。
- スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化しています。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「いじめ防止基本方針^{*21}」に基づき学校や関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応の徹底を図ることが求められています。

<本県のいじめ認知件数・解消率の推移（小・中・高）>



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

■主な取組

①未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図ります。

*21 いじめ防止基本方針…いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定される基本的な方針のこと。

- ・校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーター^{※22}を中心とした組織的な教育相談体制の充実と校種間連携の推進
- ・些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド」(平成30年3月)等の活用推進
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめ問題子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
- ・子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育むため、人間関係づくりプログラムの活用や道徳教育の充実
- ・いじめ未然防止のため、スクールロイヤー^{※23}を活用した、いじめ予防授業や校内教職員研修の充実

②早期発見・早期対応の徹底

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ります。

- ・子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
- ・定期的（学期に1回以上）なアンケート調査や面談調査による、いじめに係る状況把握の徹底
- ・「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談」窓口など、いじめ等の通報がしやすい環境の整備や対応の強化
- ・スクールカウンセラー^{※24}やスクールソーシャルワーカー^{※25}等の資質向上と効果的配置の推進

③関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、福祉、医療、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図ります。

- ・学校警察連絡制度やスクールサポーター^{※26}の活用促進
- ・「生徒指導支援チーム」の有効活用
- ・いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化

■目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
いじめの解消率	小	H25	84.6%	84.5% 90% (R5)
	中	H25	84.3%	83.4% 90% (R5)
	高	H25	81.6%	91.4% 90% (R5)

※22 教育相談コーディネーター…不登校、いじめ等の未然防止や早期解決支援、長期的支援において、児童生徒の状況について一元的に把握し、支援が必要な児童生徒や保護者を専門スタッフや関係機関等とつなぎ、校内対策会議の実施や校内研修など教育相談体制の中心的な役割を担う教職員のこと。

※23 スクールロイヤー…不登校、いじめ、体罰、教職員と保護者のトラブル等、学校で起きる様々な問題の解決に向け、法律に照らして、学校がどのように対応すべきかを中立的な立場で指導・助言する弁護士のこと。学校の法的相談の他、いじめの未然防止のためのいじめ予防授業や教職員研修などをを行う。

※24 スクールカウンセラー…子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する公認心理師等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。

※25 スクールソーシャルワーカー…福祉に関する専門的な知識・技術を有する社会福祉士等で、子どもや家庭が置かれた様々な環境の問題（不登校・いじめ・暴力行為・虐待等）の背景や原因を見極め、子どもや家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や福祉機関、警察等と連携して問題解決に向け働きかけを行う職員のこと。

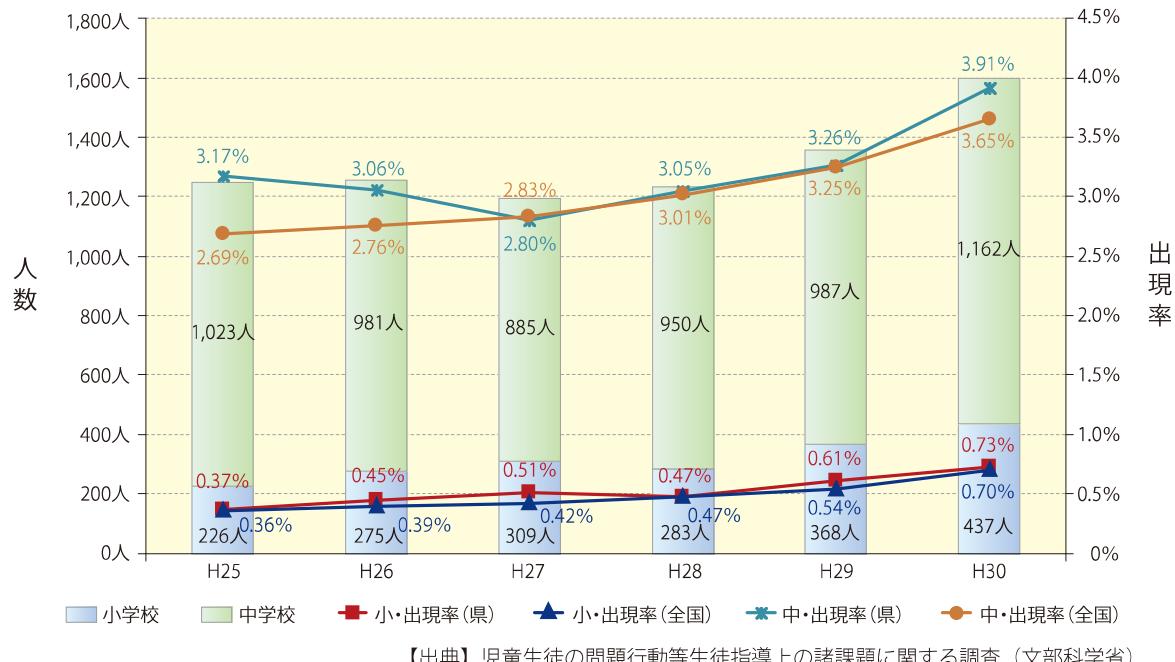
※26 スクールサポーター…専門的知識を有する警察官OBなどを警察本部少年課に配置し、学校からの要請に応じて学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う職員のこと。

2 不登校対策等の充実・強化

■現状と課題

- 本県の小・中学校の不登校児童生徒数は約1,600人と増加傾向のため、不登校出現率（1,000人あたり17.8人（平成30年度））の低減に向けた未然防止対策の充実を図る必要があります。
- 不登校等の原因や背景が複雑・多様化していることから、福祉、医療等の関係機関・団体とも連携した組織的な対応の強化が求められています。
- 無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められています。
- 不登校等の子どもに対する社会的自立に向けた多様な教育機会を確保することが求められています。
- 子どもの貧困対策の一環として、学校現場において家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関に繋げていくことができる体制づくりが求められています。

＜本県の不登校児童生徒数・出現率の推移（小・中）＞



■主な取組

①未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ります。

- 校長のリーダーシップの下、学校の相談や支援の窓口である教育相談コーディネーターを中心とした「児童生徒支援対策プラン」に基づく組織的な取組の推進
- 地域児童生徒支援コーディネーター等を中心とした組織的な教育相談体制の充実
- 不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- 小中連携配置など、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的配置の推進

②早期発見・早期対応の徹底

「あったかハート1・2・3」運動により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図ります。

- 「あったかハート1・2・3」運動の徹底
 - 〔欠席1日目=電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
 - 〔欠席2日目=電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
 - 〔欠席3日目=家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）〕
- 連續欠席3日以上の児童生徒の集計・把握と組織的対応の徹底
- 県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）^{※27}、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した保護者支援の充実

③学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

福祉、医療等の関係機関・団体とも連携し、不登校等の子どもに対する学校復帰に向けた支援や社会的自立等に向けた支援の充実を図ります。

<不登校対策>

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の強化と学校復帰に向けた支援や社会的自立に向けた支援の充実
- 不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に向けたICT活用による支援と補充学習教室^{※28}の拡充
- 青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- 教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール^{※29}や保護者の会等との連携強化
- 青少年自立支援センターをはじめ、福祉、医療等の関係機関・団体との連携強化

<子どもの貧困対策>

- 専門性の高い人材の確保・育成を含むスクールソーシャルワーカーの配置促進
- 国や市町村との連携による、義務教育未修了の学齢超過者等への就学機会確保の在り方の検討

■目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
不登校児童生徒の出現率の全国との比 ^{※30}	小	H30	104.3%	104.3% 100% (R5)
	中	H30	107.1%	107.1% 100% (R5)
長期不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた児童生徒の割合	小	H30	91.6%	91.6% 100% (R5)
	中	H30	80.8%	80.8% 100% (R5)

※27 教育支援センター（適応指導教室）…不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。

※28 補充学習教室…不登校や不登校傾向にある児童生徒を対象とした、学校以外の場における学習機会の保障や居場所づくりを行う学習教室のこと。

※29 フリースクール…不登校の子どもを受け入れることを主な目的とする民間の団体・施設のこと。

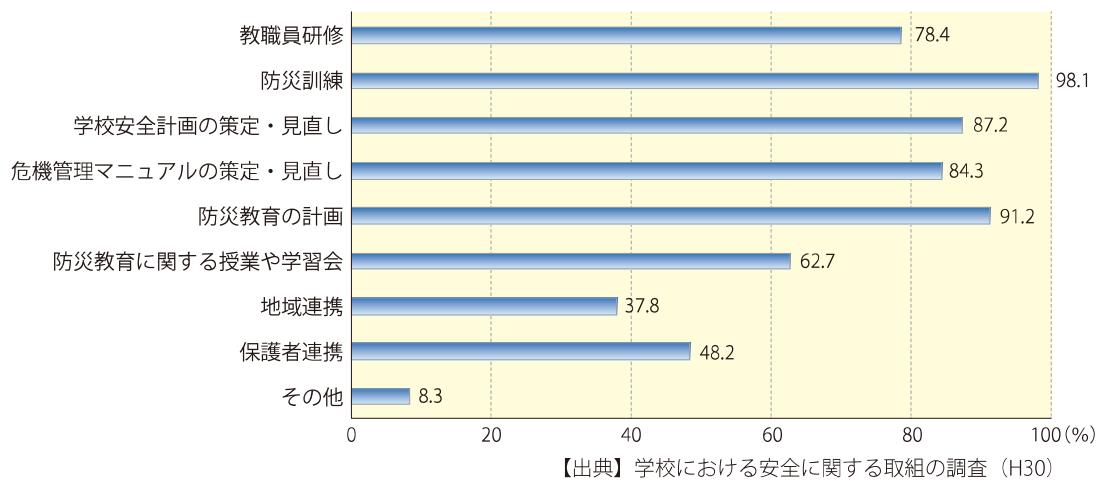
※30 大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）では、小学校、中学校を統合して記載。

3 安全・安心な学校づくりの推進

■現状と課題

- ・地域の実情に応じた防災教育・防災対策を推進するために、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全の取組が求められています。
- ・学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められています。
- ・学校安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）において、児童生徒自身が将来に渡り、自ら危険を予測し回避できる能力や態度を身に付けることができるよう、カリキュラム・マネジメントによる学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育の推進が求められています。
- ・登下校中の犯罪、交通事故、自然災害等から児童生徒を守るために、警察や地域、行政等が連携した安全対策の充実が求められています。
- ・学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められています。

<学校における防災教育の中核教員（防災教育コーディネーター等）の業務実績>



学校安全の三領域

生活安全

不審者、誘拐、傷害など日常生活で起きる事件・事故災害



交通安全

様々な交通場面における危険と安全



災害安全

地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の自然災害や火災、原子力災害など



■主な取組

①防災教育・防災対策の推進

災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校において実践的な防災教育・防災対策を推進します。

- ・教科等における児童生徒の主体的・体験的な防災教育の充実
- ・地域の実情に応じた防災教育について優れた授業や訓練手法など、学校の実践を踏まえた先進的取組の普及
- ・県内全ての県立学校及び市町村立小中学校に配置する「防災教育コーディネーター^{※31}」を中心とした組織的な防災教育・防災対策の推進
- ・各学校における「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」の見直し・改善
- ・防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実



防災教育（非常食体験）

②地域と連携した子どもの安全対策の充実

学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域や、警察等の関係機関と連携した組織的な活動による安全対策の充実を図ります。

- ・教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・「まもめーるアプリ」や「県民安全・安心メール」の登録促進
- ・家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・警察や道路管理者等と連携し、「通学路交通安全プログラム」及び「登下校防犯プラン」等に基づく安全対策を推進
- ・児童生徒による安全マップ（防災・防犯）の作成、交通安全教室の実施、自転車通学生のヘルメット着用など、児童生徒の安全意識の向上に向けた取組の促進

③学校施設の整備・長寿命化等の推進

教育環境の向上を図るとともに学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備・長寿命化等を推進します。

- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- ・「教育庁県有建築物保全計画^{※32}」（平成28年3月）に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

■目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	H26	73.4%	96.3%	100%
公共施設等総合管理計画に基づく保全計画 ^{※33} （個別施設計画）を策定している市町村の割合	H26	0%	33.3%	100%

※31 防災教育コーディネーター…学校の防災対策や防災教育を組織的に実施するために、校内の取組を企画立案したり、関係する教職員の業務の調整や外部人材と学校との連絡等を担当する教職員。

※32 教育庁県有建築物保全計画…「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物に係る計画のこと。

※33 公共施設等総合管理計画…各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では平成27年7月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定している。